瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年５月１２日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市条例第２３号

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例（昭和３４年瀬戸市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>瀬戸市役所支所設置条例

（支所の設置）
第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５５条第１項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所を設ける。

（名称、位置及び所管区域）
第２条　支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr>
<tr><td>＜省略＞</td><td>＜省略＞</td><td>＜省略＞</td></tr>
<tr><td>瀬戸市役所品野支所</td><td>＜省略＞</td><td>＜省略＞</td></tr>
</table>
</td><td>瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例

（支所及び市民サービスセンターの設置）
第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５５条第１項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所及び出張所として市民サービスセンターを設ける。

（名称、位置及び所管区域）
第２条　支所及び市民サービスセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr>
<tr><td>＜省略＞</td><td>＜省略＞</td><td>＜省略＞</td></tr>
<tr><td>瀬戸市役所品野支所</td><td>＜省略＞</td><td>＜省略＞</td></tr>
<tr><td>瀬戸市役所パルティせと市民サー</td><td>瀬戸市栄町４５番地</td><td>瀬戸市の全域</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

			ビスセンター		
			瀬戸市役所菱野団地市民サービスセンター	瀬戸市菱野台１丁目２番２０１号	瀬戸市の全域
（委任） 第３条　この条例に定めるもののほか、支所に関し必要な事項は、市長が定める。			（委任） 第３条　この条例に定めるもののほか、支所及び市民サービスセンターに関し必要な事項は、市長が定める。		

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。